

汲水申請の使用目的の許可について

○許可できない使用目的

- ① 葉野菜類の散水
- ② 根菜類の散水
- ③ コンクリート（セメント）の練り混ぜ水
- ④ 有筋コンクリートの養生水
- ⑤ 口や体に直接触れるような利用水
- ⑥ 噴霧により吸引の可能性がある利用水（建築解体作業等）
- ⑦ 農薬、害虫剤の希釈水

○許可できる使用目的

- ① サトウキビの灌水
- ② 樹木及び植栽の散水
- ③ 菊散水
- ④ 観葉植物の散水
- ⑤ 芝生の散水
- ⑥ 工事ダンプ車の防塵散水
- ⑦ 道路の散水及び清掃水
- ⑧ 砂の水締め水
- ⑨ 土地改良剤の希釈水
- ⑩ 無筋コンクリートの養生水
- ⑪ 下水道管渠の清掃水

＊ その他については職員が協議判断する。

汲水期間について

※申請は当該年度のみ（4月～翌年3月31日まで）

平日利用（土曜日を含む）の申請

・最長（年度末）まで利用できる条件

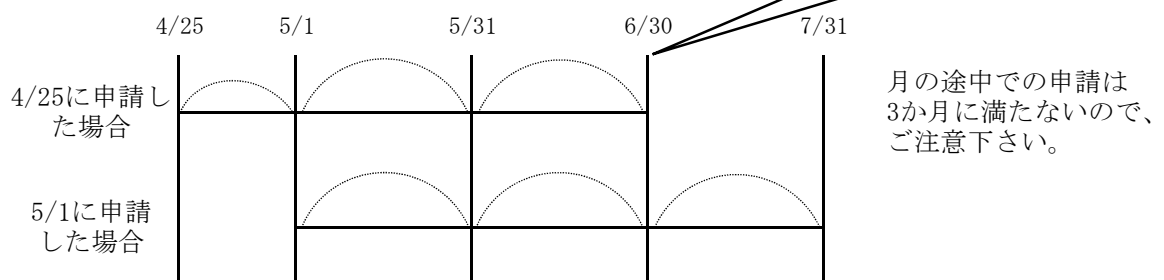
1. 車検証の有効期限が年度末の日付(3/31)以降である
2. 公共工事の場合、工期終了日が年度末(3/31)以降である
3. その他（植樹管理に関する書類内容）

上記1または2の条件が満たない場合は、期日の早い方の日付が申請期間の終了日となります。

日祝利用の申請

・3か月毎の申請

⑨利用開始日により期間終了日も変わります。



利用可能期間内に、車検の有効期限または公共工事の工期終了日を迎える場合は、期日の早い方が汲水期間終了日となります。

※平日・日祝利用も期間の延長は出来ません、再度申請になりますのでご了承ください。